

平成十三年二月十三日提出  
質問 第二一〇号

外務省公金横領疑惑と予算執行職員の責任に関する質問主意書

提出者 金田 誠 一

外務省公金横領疑惑と予算執行職員の責任に関する質問主意書

外務省前要人外国訪問支援室長による公金横領疑惑に関して政府調査報告書（「松尾前要人外国訪問支援室長による公金横領疑惑に関する調査報告書」（平成十三年一月二十五日 大臣官房調査委員会）では、個人の責任に転嫁しようとしている。

しかしながら同人による水増し請求に対して何ら監督機能を果たさなかった予算執行職員にも重大な責任があったと言わざるを得ないので、政府の見解を明らかにするために以下質問する。

一 今回の疑惑に関連する公金の支出等にかかわった予算執行職員（予算執行職員等の責任に関する法律第二条）の官職を全て明らかにされたい。

二 今回の疑惑に関連して、予算執行職員に「故意又は重大な過失」（同法第三条第二項）があったか政府として調査する意思があるか、明らかにされたい。

右質問する。